

3月31日(日)は、鏡野町長選挙・鏡野町議会議員選挙の投票日です

このたびの選挙は鏡野町の将来を託す大変重要な選挙です。皆さんそろって投票しましょう。

選挙の期日等 告示日 3月26日(火) 投票日 3月31日(日)

立候補予定者説明会 日時 3月12日(火) 午後1時30分から(受付:午後1時~)

場所 鏡野町役場 危機管理センター

※立候補予定者が出席できない場合は、代理人の出席をお願いします。

立候補の届出 日時 3月26日(火) 午前8時30分から午後5時まで

場所 鏡野町町民センター 大集会議室

投票 投票日及び投票時間 3月31日(日) 午前7時から午後6時まで

3月14日以降に鏡野町内の別の住所に転居された方は、転居前の投票所で投票することになります。入場券に記載されている投票所をご確認ください。

期日前投票 投票日の当日(3月31日)に仕事や旅行等のために投票所に行けない方は、期日前投票をすることができます。印鑑は不要、入場券をお持ちいただくとスムーズに行えます。

鏡野町町民センター・各振興センターのいずれの投票所でも期日前投票ができます。ご都合のよい投票所で投票してください。

※投票できる方のうち、投票を行う時点で20歳に到達していない方は不在者投票をすることになります。

※このたびの鏡野期日前投票所は、鏡野町役場から鏡野町町民センターに会場を変更しておりますので、ご注意下さい。

期日前投票所	期間	時間
鏡野町町民センター		
奥津振興センター		
上齋原振興センター		
富振興センター		
	3月27日(水)から3月30日(土)	8:30から20:00まで

不在者投票

○指定病院等で不在者投票をする場合

県選挙管理委員会が指定する病院や施設に入院・入所中の方はその施設内で投票ができます。

○滞在地で不在者投票をする場合

投票日に仕事、学業などで遠隔地に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

①本人が鏡野町選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。告示日前でも請求することができます。請求の用紙は選挙管理委員会でお渡しできますが、鏡野町ホームページ(<http://www.town.kagamino.lg.jp/>)からもダウンロードできます。

②鏡野町選挙管理委員会から、請求書に記載された住所に投票用紙一式を郵送します。

③滞在先の選挙管理委員会で投票します。

④投票をした選挙管理委員会から、鏡野町選挙管理委員会に投票用紙が郵送されます。

※到着日が投票日を過ぎると無効になります。郵送の日数がかかるので、早めに手続きをしてください。

○郵便などで不在者投票をする場合

身体障害者手帳等の交付を受けている方で、障害の程度が一定の要件を満たす方や、介護保険法上の要介護者で、要介護状態認定区分が要介護5である方については、自宅で投票を行うことができる制度があります。この場合、前もって「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。

不在者投票についてご不明な点は、選挙管理委員会事務局へおたずねください。

投票できる人

年齢要件 平成5年4月1日までに生まれた方

住所要件 平成24年12月25日までに住民票が作成された方で、3月25日時点で引き続き住民基本台帳に登録されている、欠格事由(成年被後見人及び禁固以上の刑を受け執行中の者等)に該当しない方

ただし、投票日の前日までに鏡野町以外の市町村へ転出された方は投票することができません。

開票

日時 3月31日(日) 午後7時30分から 場所 鏡野町町民センター 大集会議室

選挙についてのお問い合わせ

・鏡野町 総務課内 選挙管理委員会事務局 ☎(0868) 54-2111

・奥津振興センター ☎(0868) 52-2211

・上齋原振興センター ☎(0868) 44-2111

・富振興センター ☎(0867) 57-2111

※入場券が届かない場合は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

なお、入場券が無くても、選挙人名簿に登録されている方は投票ができます。